

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月26日（平成30年（行情）諮問第207号）

答申日：平成30年7月17日（平成30年度（行情）答申第178号）

事件名：特定個人に関する高年齢雇用継続給付基本給付金訂正願の不開示決定
（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定個人に関する「高年齢雇用継続基本給付金訂正願」（開示請求先、文書の名称及び文書の存在については、特定公共職業安定所の特定役職員に確認したものです。）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年12月25日付け東労発総開第29-361号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

本件審査請求の趣旨は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月25日付け東労発総開第29-361号により行った不開示決定（原処分）について、全部開示を求めるというものである。

イ 理由

（ア）東京労働局は「文書の存否すら回答しない」としているが、当該文書が存在することは既に特定公共職業安定所が書面により回答しており、かかる主張が認容されるのであれば、特定公共職業安定所は法令違反の行為をしたことになる。

（イ）文書の存否を答えるだけで、「特定の個人の、特定の会社との雇用関係に係る高年齢雇用継続給付金基本給付金の支給申請状況の事実の有無という法5条1号に規定する不開示情報を開示することになる」としているが、文書の存否を答えるだけでは「特定の個人

の、特定の会社との雇用関係」が判明しないことは明白であり、東京労働局の主張には理由がない。もし、かかる主張が認容されるのであれば、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、行政機関側の都合により全て「不開示」とされる恐れがあり、情報公開制度の目的・趣旨に反する。文書の存否を明らかにせず「不開示」が認められる情報は、貴省のホームページに例示されているように、「病歴」等の著しくセンシティブな情報に限定されなければならない。

(ウ) 法6条1項は「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と部分開示について定めている。そして、特定の個人及び特定の会社を識別できる情報は容易に区分して除くことができることは明白である。また、同条2項は「開示請求に係る行政文書に前条1号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と定めている。そして、私の開示請求文書は、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる。」ものと思料される。そうすると、少なくとも法6条の規定に則して「部分開示」は認められなければならない。

(エ) 付け加えると、法4条2項は、「行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、(中略)その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めている。もし、「私に関する」という開示請求文書の名称の指定が探索的請求となり不適切であるというのであれば、例えば、開示請求文書の名称を『平成28年特定月～平成29年特定月に、特定公共職業安定所に提出された高年齢雇用継続給付基本給付金訂正願』と補正することはいとも簡単にできることである。したがって、東京労働局は「文書の存否すら回答しない」と不当な“門前払い”をすることなく、国民主権の理念に則り、情報公開制度の目的・趣旨に鑑みて、開示請求文書の名称を補正させたくて開示に応じなければならないのである。

- (オ) そもそも、東京労働局の「行政文書開示請求書」の様式には、「※請求する行政文書が特定できるよう、文書の名称や求める文書の内容等をできるだけ具体的にご記入ください。」との注書きがある。行政文書が「特定できるよう、…できるだけ具体的にご記入ください。」と依頼しておきながら、「私に関する」と特定したら、「特定の個人の、…」と理由を付けて「不開示」なのであるから、信義則に反し不当である。
- (カ) また、本件開示請求は、特定公共職業安定所に当該文書の存在を確認し、文書名及び開示請求先等は特定公共職業安定所から書面により教示されたとおりに記載したものである。特定公共職業安定所の職員は、公務員として当然に法令に精通していなければならないのであり、国民に適切に説明しなければならない義務があることは言を俟たないことである。
- (キ) 上記(オ)及び(カ)の事情を勘案すると、文書の存否すら回答することなく「不開示」という“門前払い”の決定は、国民に無用な手間暇をかけさせ、手数料を巻き上げるといふ詐欺的行為であり、著しく信義則に反し断じて許されないことである。まさしく、これは故意または過失による不法行為である。したがって「不開示決定」が取り消されないのであれば、手数料は返還されなければならない。

(2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明(第3の3(1))について

- (ア) 諮問庁は、「仮に存在するとすれば、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続基本給付金の支給申請について、誤った申請を行ったことから、訂正を願い出た届出書である。」と断定しているが、文書名からそのような断定をすることは不可能である。何故なら、私が開示請求をした行政文書は、その様式が法律で定められたものではなく、また公知の文書でもないのである。したがって、文書名から諮問庁が主張するような具体的内容を断定することは不可能なのであり、既に当該文書を取得している諮問庁にしか分からないことなのである。なお、諮問庁は「仮に存在するとすれば、」と述べているが、当該文書が存在することは、特定公共職業安定所が平成29年10月24日付の文書で回答済なのである。
- (イ) 諮問庁は、「決まった形式はないが、通常、被保険者の氏名、住所、被保険者番号、被保険者に対する支給内容、被保険者が勤務している事業所の名称及び所在地等が記載されることになる。」と主張しているが、前(ア)のとおり、そもそも文書名から諮問庁が主張するような具体的内容を断定することは不可能なのであり、したがって、諮問庁が主張するような具体的項目を断定することも不可

能なのである。この具体的項目も、既に当該文書を取得している諮問庁にしか分からないことなのであり、諮問庁は悪意に満ちた不当な“断定”を述べているに過ぎないのである

イ 諮問庁の理由説明（第3の3（2））について

（ア）諮問庁は、「本件審査請求は、個人を特定して行われていることから、本件対象行政文書の存否について応答することは、特定の特定公共職業安定所に対して、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続給付金の支給申請を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかとなる。」と主張しているが、前アのとおり、本件対象行政文書の存否について答えただけでは、法5条各号の「不開示情報」を開示することにはならないのである。即ち、本件対象行政文書の存否について答えるだけでは、「特定の公共職業安定所に対して、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続給付金の支給申請を行った事実の有無」が明らかとならないことは明白である。

（イ）諮問庁は、「個人を特定して行われていることから、…」と主張しているが、そもそも、文書名は平成29年10月24日付の文書により特定公共職業安定所から教示されたとおりに「行政文書開示請求書」に記載したものである。

また、総管第13号（平成17年4月28日）により、総務省行政管理局長から各行政機関及び独立行政法人等に対して、対象文書の特定の徹底について次のとおり通知されている。「対象文書の特定が不十分なまま事務処理が進められることのないよう、開示請求をしようとする者に対し必要な情報の提供を積極的に行い、開示請求をしようとする行政文書等を当該者に明確に特定させた上で事務処理を進めることを徹底すること。また、開示請求がなされたものの対象文書の特定が不十分である場合には、補正を求めることにより開示請求者に明確に特定させた上で事務処理を進めることを徹底すること。」

私の開示請求は、「審査請求書」（第2の2（1）イ（エ））ので指摘しているとおり、「私に関する」ではなく、例えば、“期間”を指定して行うこともいとも簡単にできたのである。そうすると特定公共職業安定所の対応は、行政管理局長の通知にも反することになり、重大かつ明白な瑕疵があったと言わざるを得ないのである。

諮問庁は、「理由説明書」記載のような主張をするのであれば、かかる行政の重大かつ明白な瑕疵について説明責任を果たすべき。

（ウ）なお、理由説明書中の「本件審査請求は、…」は誤りであり、正しくは「本件開示請求」ではないかと思われる。“厚生労働大臣”

の名を冠する文書であれば、誤りがあってはならないことは言を俟たないことである。

ウ 諮問庁の理由説明（第3の3（3））について

（ア）私の「審査請求書」における主張に対して、有効な反論となっていない。「開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる時」の判断は、情報公開制度の趣旨（＝原則、全部開示）に鑑みれば、限定的かつ慎重になさなければならないのである。

（イ）諮問庁は「法に基づき判断しているものであり、…」と主張しているが、前述のとおり、誤った法の解釈に基づく不当な判断である。

エ まとめ

（ア）諮問庁の「原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。」との主張は、「審査請求書」及び今回の意見書で述べているとおり、不当である。

（イ）情報公開制度の趣旨に鑑みれば、少なくとも、法6条の規定に則して「部分開示」されるべきである。

（ウ）諮問庁は、「本件審査請求は棄却すべき」と主張するのであれば、私が「審査請求書」（第2の2（1）の（オ）ないし（キ））において指摘している行政の“不法行為”について釈明しなければならないのである。行政機関には、国民に対する説明責任を誠実に履行しなければならない責務があるのである。行政機関の国民に対する説明責任の誠実な履行は、行政の信頼性を担保するために不可欠なものであり、最近特に重要視され、マスコミ及び国民大衆の目も厳しくなっているのである。

私は平成29年10月10日付文書で、特定公共職業安定所に対して「当該文書が現存するのであれば、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の欄にはどのように記載すればよろしいのでしょうか？ 教示してください。」と依頼し、特定公共職業安定所から平成29年10月24日付文書で教示された文書名を記載して開示請求したのである。

こうした経緯があるにもかかわらず、文書の存否すら答えないという“門前払い”の「不開示決定」は著しく信義則に反することは明白であり、国民に対する“詐欺的行為”の謗りを免れないのである。

諮問庁は、「本件審査請求は棄却すべき」と主張するのであれば、私から不法行為により巻き上げた開示請求手数料を返還しなければ、著しく社会正義に反するのである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は、平成29年11月27日付け（同月29日受付）で、東京労働局長（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、「特定個人に関する、高年齢雇用継続基本給付金訂正願」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が平成29年12月25日付け東労発総開第29-361号により、不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成30年1月31日付け（2月1日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、法8条の規定に基づき本件対象行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件対象行政文書は、仮に存在するとすれば、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続基本給付金の支給申請について、誤った申請を行ったことから訂正を願い出た届出書である。

本件対象行政文書に、決まった形式はないが、通常、被保険者の氏名、住所、被保険者番号、被保険者に対する支給内容、被保険者が勤務している事業所の名称及び所在地等が記載されることになる。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」とされている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に取り扱うべきものである。

本件審査請求は、個人を特定して行われていることから、本件対象行政文書の存否について応答することは、特定公共職業安定所に対して、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続給付金の支給申請を行った事実の有無（以下、第3において「本件存否情報」という。）が明らかとなる。

本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認めら

れないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象行政文書の存否を明らかにせず、開示請求を拒否した処分庁の判断は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「文書の存否を答えるだけでは「特定の個人の、特定の会社との雇用関係」は判明しないことは明白であり、東京労働局の主張には理由がない。もし、かかる主張が認容されるのであれば、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、行政機関側の都合により全て「不開示」とされる恐れがあり、情報公開制度の目的・趣旨に反する。文書の存否を明らかにせず「不開示」が認められる情報は、貴省のホームページに例示されているように、「病歴」等の著しくセンシティブな情報に限定されなければならないのである。」等と主張しているが、上記3(2)で述べたとおり、法に基づき判断しているものであり、本件対象行政文書の不開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月31日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月28日 審議
- ⑤ 同年7月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づきその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

- (1) 当審査会事務局職員をして「高年齢雇用継続基本給付金」について諮問庁に対し、更に説明を求めさせたところ、以下のとおり説明する。

当該制度は雇用保険法に基づく給付金の一つで、雇用保険被保険者が

60歳時点で被保険者期間5年以上であり、更に継続して雇用されている場合、当該年齢から65歳までの間、賃金が60歳時点に比べ75%未満に低下した月について各月の賃金の最大15%までの給付金（限度額あり）が被保険者本人宛て支給されるという制度である。

雇用保険被保険者は、60歳に達したら、その時点での当該被保険者の賃金等を記載した「高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書」様式により、原則として当該事業主を經由して当該事業所を管轄する公共職業安定所へ申請の手続を行う。当該申請を受理した公共職業安定所は内容を確認の上「高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認通知書・高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書」等を申請者に交付し、給付金受給資格のある申請の場合は2回目申請用の「高年齢雇用継続給付支給申請書」様式等も同時に交付する。以後、当該被保険者が65歳になるまでの間、賃金月額が60歳時の75%未満になる場合は交付された支給申請書様式を用いて当該公共職業安定所に2回目以降の申請を行い、そのたびに支給要件を満たしているかどうか確認された上で被保険者本人に給付金が支給される。

これらの申請手続は、事業主を經由して提出することが困難な場合や被保険者本人が希望する場合は、被保険者本人が提出することも可能であるが、所定の様式によって、所定の位置に事業主印が押印されていない等、適正な書類に基づいて手続しなければ支給決定は行われない。また、これらは電子申請によっても可能な手続になっている。

(2) 理由説明書（上記第3の3）の記載及び上記（1）の諮問庁の説明を踏まえ、以下検討する。

ア 本件開示請求は、開示請求書の記載によると、東京労働局に「特定個人に関する高年齢雇用継続基本給付金訂正願」に係る開示を求めるものである。「特定個人に関する高年齢雇用継続基本給付金訂正願」は、諮問庁によると、「仮に存在するとすれば、特定の事業所が特定の個人との雇用関係に係る高年齢雇用継続基本給付金の支給申請について、誤った申請を行ったことから訂正を願い出た届出書である。本件対象行政文書に、決まった形式はないが、通常、被保険者の氏名、住所、被保険者番号、被保険者に対する支給内容、被保険者が勤務している事業所の名称及び所在地等が記載されることになる。」としている。このことから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人について特定の事業所との雇用関係に係る高年齢雇用継続給付金訂正願が提出された事実の有無、ひいては特定の個人について当該給付金の支給申請が行われた事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

イ 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる

氏名，生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。本件存否情報は，同号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであると認められる。また，本件存否情報は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，人の生命又は財産を保護するため，本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから同号ただし書ロに該当せず，さらに，同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

ウ したがって，本件対象文書の存否を答えることは，法5条1号の不開示情報を開示することとなるため，法8条の規定により，その存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は意見書（上記第2の2（2））において，「当該文書が存在することは，特定公共職業安定所が平成29年10月24日付の文書で回答済」である等主張する。

しかしながら，法に定める開示請求制度は何人に対しても請求の目的如何を問わず開示請求を認めるものであることから，開示，不開示の判断に当たっては特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め，開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるため，審査請求人の主張は認められない。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件開示請求は，法3条の規定に基づくものであり，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）12条1項の規定に基づくものではないが，本件開示請求書の記載からすると，審査請求人に係る情報の開示を求めるものである。これについて，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，行個法に基づく開示請求を行っていないとのことである。

そうすると処分庁は，行個法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後，開示請求に係る事務手続において，適切な教示をするなど，的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については，当該情報は同号に該当すると

認められるので、妥当であると判断した。
(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子